

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）
都市計画ウッドパーク上荒屋地区地区計画を次のように決定する

名 称		ウッドパーク上荒屋地区 地区計画
位 置		金沢市上荒屋2丁目の一部
面 積		約0.6ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、旧金沢市市営住宅の跡地を、一体の跡地利用を住宅団地として、周辺の住宅地と調和のとれた風格のある格調高い住宅団地の形成を目指し、快適で潤いのあるまちづくりの実現を目標とする。
	土地利用の方針	周辺の住宅地と調和のとれた良好な住宅地の形成を図るため、閑静な低層の戸建住宅地区とする。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な街区形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる用途以外の建築物等は、建築してはならない。 (1) 専用住宅 (2) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供する診療所 (3) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 理髪店又は美容院を営む店舗 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） (4) 集会所 (5) 公益上必要があると市長が認めるもの (6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので、床面積の合計が50㎡以内のもの
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未満の敷地となっている場合は、この限りでない。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8mとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建物の部分をいう。以下同じ。）に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。 3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。
		建築物等の高さの最高限度	10m ただし、集会所その他公益上必要があると市長が認めるものを除く。
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 屋根は、屋根面積の2/3以上をこう配が2/10以上のこう配屋根とする（車庫及び物置その他これらに類する建築物の屋根を除く。）。 2 建築物の外壁の色は、低彩度のものを基調とした落ち着いた色調とし、また、屋根は瓦とし、色は、黒、銀黒又はグレーとする。 3 広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 (1) 表示面を含め、壁面後退部分に設置しない。 (2) 屋上及び屋根面に設置しない。 (3) 広告物の最高高さは、6mとする。 (4) 広告物の全体表示面積は、2㎡以下とする。 4 敷地地盤の盛土は、前面道路面から0.3m未満とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽、竹垣又はフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前2号に掲げるものを組み合わせたもの

（理由）

旧金沢市市営住宅の跡地における開発行為区域内において、周囲の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。

位置図
地区計画の決定（ウッドパーク上荒屋地区）



